



2019年11月29日

各位

会社名株式会社ゼネラル・オイスター
代表者名代表取締役社長吉田秀則
代表取締役CEO丹野裕介
(コード番号：3224 東証マザーズ)
問合せ先経理財務部部長 柏木伸介
(TEL. 03-6667-6606)

第三者割当により発行される無担保転換社債型新株予約権付社債及びコミットメント条項付き新株予約権の払込完了に関するお知らせ

当社は、2019年11月13日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）及び第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日付で予定通り払込金額全額（109,033,000円）の払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権に関する詳細につきましては、2019年11月13日付「第三者割当により発行される無担保転換型新株予約権付社債及びコミットメント条項付き新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

【第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要】

(1)	払込期日	2019年11月29日
(2)	新株予約権の総数	10個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各社債の金額は10,611,800円（額面100円につき金100円） 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(4)	当該発行による潜在株式数	97,000株（新株予約権1個につき9,700株）
(5)	資金調達額	106,118,000円
(6)	転換価額	1株当たり1,094円（固定）
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）に対する第三者割当方式
(8)	その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。 ① 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、また、対象株式数も固定されており、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。 ② 行使条件 本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」とい

	<p>う。)が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日(2019年11月13日)時点における当社発行済株式総数(2,754,900株)の10%(275,490株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>③ 繰上償還条項</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還すべき日の2週間以上前に本社債権者に対し事前の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することが可能となります。</p> <p>④ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p>
--	---

【第8回新株予約権の概要】

(1) 割 当 日	2019年11月29日
(2) 新株予約権の総数	5,830個
(3) 発 行 価 額	総額2,915,000円(新株予約権1個につき500円)
(4) 当該発行による潜在株式数	583,000株(新株予約権1個につき100株) 下限行使価額は729円ですが、潜在株式数は583,000株であります。
(5) 資金調達の額	640,717,000円 (内訳)新株予約権発行による調達額:2,915,000円 新株予約権行使による調達額:637,802,000円
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 1,094円 当初行使価額は、2019年11月13日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%であります。 当社は、割当日から6ヶ月経過した日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使価額が修正となる旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。 なお、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使制限条項 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予

約権の発行決議日（2019年11月13日）時点における当社発行済株式総数（2,754,900株）の10%（275,490株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

② 新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

③ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。

④ 本契約における定め

上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の株式会社ゼネラル・オイスター 第8回新株予約権及び株式会社ゼネラル・オイスター 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債第三者割当て契約書（以下、「本契約」という。）において、次の規定がなされます。

< 本新株予約権の行使指示 >

割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

- ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%（1,422円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。
- ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%（1,641円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

上記行使指示を受けた割当予定先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の筆頭株主であるTRYFUNDS INVESTMENT 投資事業有限責任組合が締結した株式貸借契約の範囲内（100,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

< 新株予約権の取得請求 >

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2021年10月28日）

の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

⑤ その他

前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

以 上